

次期計画期間中における 介護予防・日常生活支援総合事業（サービス事業）の主な方向性（案）

- ① いわゆる「みなし指定」で実施している訪問介護相当サービスは、引き続き事業実施するとともに、人材確保の観点と今後のサービス提供の在り方として、本来の趣旨である自立支援・重度化防止に、より重点を置いたサービスの提供が可能となるよう、事業所同士が質の向上のための研修を行う仕組みを検討します。
- ② 通所介護相当サービスについては、多様な利用者に対し、効果的なサービス提供をしていただけよう、基準緩和項目、市独自の単価設定を設ることで、緩和した基準である通所型サービス Aへの移行を検討します。
例えば、自立支援・機能改善をより進めていただき、役割・活動につながるよう、さらに意識を高めていただくための仕組みづくりを検討。
また、認知症・難病など専門的・継続的なケアが必要な場合の効果的なサービスを提供できる体制づくりを検討。
- ③ 通所サービスの利用を希望する場合には、まず、短期集中予防サービスである「くらしいきいき教室」を原則始めに利用し、リハビリテーション専門職が関与することにより、アセスメント強化を行うとともに、自立支援・重度化防止を推進し役割・活動につながるよう、適切な支援へつなげることを検討します。
- ④ 短期集中予防サービスの訪問型サービスとして「いきいき訪問」を創設し、リハビリテーション専門職の居宅における環境整備などの支援の充実が図れた。
今後、ケアマネジャーへのアセスメント支援を目的とした訪問も促進していくことを検討します。
- ⑤ 「栄養いきいき訪問」については、利用実績は少数ではあるが、サービス提供内容については充実している。ハイリスクになる前に、高齢者に栄養に関する意識づけを高めていただく活動も検討します。
- ⑥ 「えふろんサービス」については、必要な単価の見直しと、より柔軟なサービス提供の可能性について検討します。

- ⑦ 「通いの場」応援隊については、「介護支援ボランティア制度」を活用して事業実施しているが、これ以外の方策についても引き続き検討します。
- ⑧ 「シルバーサロン」については補助基準等を見直し、より、介護予防・自立支援から、役割・活動につながるような地域における効果的な「通いの場」となるよう、内容・補助基準等の見直しを検討します。
- ⑨ 「健康・ケア教室」については、より多くの事業者に参画いただけるよう補助基準を見直すとともに、地域住民との協働や教室への効果的な参加を検討します。
- ⑩ 「ささえあい支援事業」については、地域住民が主体となり、支援が必要な高齢者等に対して日常生活における多様な困りごとに対する支援を行う活動がさらに拡がるような仕組みを検討します。